

PASMO取扱規則

制 定 2007年 2月 1日
最終改定 2018年12月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「PASMO」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 PASMOにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。
- 2 PASMO取扱事業者における、PASMOを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」という。）としての使用については、PASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
 - 3 PASMO加盟店における、商品・サービス等の決済手段としてのPASMOの使用（以下「電子マネー取引」という。）については、PASMO電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
 - 4 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型PASMOにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。
 - 5 この規則が改定された場合、以後のPASMOにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
 - 6 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。
 - 7 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「PASMO取扱事業者」とは、別表第1号に規定する事業者をいう。
 - (2) 「PASMO鉄道事業者」とは、PASMO取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
 - (3) 「PASMOバス事業者」とは、PASMO取扱事業者のうち、バス事業者をいう。
 - (4) 「無記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するPASMOをいう。
 - (5) 「記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行い、かつカードに使用者の氏名を記録した記名人本人の使用に供するPASMOをいう。
 - (6) 「大人用PASMO」とは、記名人が大人である記名PASMOをいう。

- (7) 「小児用P A S M O」とは、記名人が小児であって券面に小児の表示を行った記名P A S M Oをいう。
- (8) 「他社発行I Cカード」とは、当社以外のI Cカード発行事業者が発行する、金銭的価値等を記録することができるI Cカードであって、当社との相互利用契約等に基づき、乗車券等としての使用又は商品・サービス等の決済手段として、P A S M O取扱事業者又はP A S M O加盟店において、使用ができるものをいう。
- (参考 他社発行I Cカードは次のものをいう。

[2013年3月23日現在]

- ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「K i t a c a」
- イ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「S u i c a」
- ウ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールS u i c a」
- エ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいS u i c a」
- オ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「T O I C A」
- カ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- キ 株式会社エムアイシーが発行する「m a n a c a」
- ク 株式会社スロットとK A N S A Iが発行するI Cカード
- ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」
- コ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
- サ 株式会社ニモカが発行する「n i m o c a」
- シ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「S U G O C A」)
- (9) 「小児用I Cカード」とは、小児用P A S M O及び他社発行I Cカードのうち、記名人が小児であって券面に小児の表示を行ったものをいう。
- (10) 「一体型P A S M O」とは、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名P A S M Oをいう。
- (11) 「バリュー」とは、専らP A S M O取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、P A S M O加盟店における電子マネー取引に充当する、P A S M Oに記録された金銭的価値をいう。
- (12) 「チャージ」とは、P A S M Oに入金することをいう。
- (13) 「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するP A S M Oの使用権の代価をいう。
- (14) 「P A S M O加盟店」とは、P A S M O電子マネー取扱規則に定める加盟店をいう。

(契約の成立)

第4条 P A S M Oの使用にかかわる契約は、当社が使用者にP A S M Oを交付したときに両者の間において成立する。

- 2 前項にかかわらず、一体型P A S M Oの契約の成立については、当該P A S M Oにかかわる契約の定めによる。

(使用方法及び制限事項)

第5条 P A S M Oは、P A S M O取扱事業者における乗車券等としての使用又はP A S M O加盟店において電子マネー取引ができる。

2 P A S M Oは、当社が認めたP A S M O取扱事業者又はP A S M O加盟店においてP A S M Oを処理する機器（以下「所定の機器」という。）により使用しなければならない。

3 署名欄を有する記名P A S M O（一体型P A S M Oを除く。）は、署名欄に当該記名P A S M Oに記録された使用者の氏名を記載しなければならない。

4 記名P A S M Oは、当該記名P A S M Oに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

5 小児用P A S M Oは、有効期限終了後は使用することができない。また、一体型P A S M Oは、券面に表示された有効期限（年月をもって表示されているときはその末日）の翌日以降は使用することができない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、P A S M Oは所定の機器で使用できないことがある。

（1）P A S M Oの破損又は所定の機器の故障若しくは天災等により、P A S M Oの内容の読取りが不能となったとき。

（2）記名P A S M O又は当社が別に定める無記名P A S M Oにおいてはカードの使用又はチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。

（3）一体型P A S M Oにおいては提携先の都合により、当該P A S M Oが使用できない状態となったとき。

7 偽造、変造又は不正に作成されたP A S M O又はバリューを使用することはできない。

（個人情報の取扱い）

第6条 記名P A S M Oにかかわる以下の申込みの際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）は、当社が管理する。

（1）記名P A S M Oの購入

（2）無記名P A S M Oから記名P A S M Oへの変更

（3）記名P A S M Oの個人情報変更

2 当社は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

（1）記名P A S M Oの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認

（2）当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

（3）この規則及びP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる記名P A S M Oにかかわるサービスの実施及び改善

（4）他社発行I Cカードの発行事業者から委託を受けて行う他社発行I Cカードにかかわるサービスの実施及び改善

3 当社は、前項の範囲内で当該P A S M Oの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、取得した個人情報をその事業者に知らせることがある。

4 第1項各号の希望者が、前各項に同意しないときは、その取扱いを行わない。

(使用者の同意)

第7条 使用者は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱箇所)

第8条 P A S M Oの取扱箇所は、当社又はP A S M O取扱事業者若しくはP A S M O加盟店とする。

2 各取扱箇所において取り扱う内容については別に定める。

(制限又は停止)

第9条 当社は以下の場合、P A S M O取扱事業者及びP A S M O加盟店におけるP A S M Oの取扱いを制限又は停止をすることがある。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりP A S M Oの取扱いが困難であると当社が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社がP A S M Oの取扱いの中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(P A S M Oの所有権)

第10条 P A S M Oの所有権は、当社に帰属する。

2 P A S M Oが不要となったとき又は失効したときは、使用者は、当社にP A S M Oを返却しなければならない。ただし、一体型P A S M Oにおいては、当該P A S M Oにかかわる契約の定めによる。

(デポジット)

第11条 当社はP A S M Oを発売する際に、デポジットとしてP A S M O1枚につき500円を収受する。

2 使用者がP A S M Oを返却したときは、第20条又は第24条の定めにより、当社はデポジットを返却する。

3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。

4 前各項にかかわらず、一体型P A S M Oにおいては当社はデポジットを収受しない。

(→第20条「紛失再発行」、第24条「払いもどし」)

(P A S M Oの失効)

第12条 カードの交換、使用又はバリューのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、P A S M Oは失効する。

2 前項及びオートチャージサービス取扱規則にかかわらず、使用者に一体型P A S M Oを交付できない場合、当該P A S M Oにかかわる契約の定めに従い、一体型P

ASMOは失効する。

- 3 前各項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名PASMOは失効する。
- 4 前各項により失効した場合、当社が特に認めた場合を除き、デポジット及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

第2章 発売

(発売額)

- 第13条 PASMOの発売額は1,000円（デポジット500円を含む。）とする。
- 2 前項にかかわらず、当社又はPASMO取扱事業者は発売額を変更して発売することができる。ただし、発売額は1,000円単位とし、20,000円を超えることはできない。
 - 3 前各項にかかわらず当社が特に認めた場合は、発売額を500円（デポジット500円を含む。）として発売することができる。

(PASMOの発売)

- 第14条 無記名PASMOの購入希望者が購入を請求したときは、無記名PASMOを発売する。
- 2 記名PASMO（一体型PASMOを除く。本項について以下同じ。）の購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別を記入して提出したときは、記名PASMOを発売する。
 - 3 小児用PASMOの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ別に定める公的証明書等を呈示したときは、当該小児が12歳となる年度の3月31日を有効期限とする小児用PASMOを発売する。
 - 4 当社が特に認める場合を除き、同一使用者に対し2枚以上の小児用PASMOは発売しない。
 - 5 一体型PASMOにおいては、当該PASMOにかかわる契約の定めによる。

(チャージ)

- 第15条 PASMOは、所定の機器によってチャージすることができる。
- 2 PASMOは、当社が特に認めた場合を除き、1,000円単位の金額をチャージすることができる。ただし1枚当たりのバリューの残額は20,000円を超えることはできない。
 - 3 前各項にかかわらず別のICカードのバリューによるチャージはできない。

(バリュー残額の確認)

- 第16条 PASMOのバリュー残額は、所定の機器により確認することができる。
- 2 PASMOのバリュー残額履歴の表示又は印字は所定の機器により、最近のバリュー残額履歴から20件までさかのぼって確認することができる。

- 3 前項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。
- (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
 - (3) 第20条又は第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のバリュー残額履歴
 - (4) 第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のバリュー残額履歴
(→第20条「紛失再発行」、第21条「障害再発行」、第22条「PASMOの交換及び移替え」)

第3章 効力

(記名PASMOの再表示)

第17条 記名PASMOは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用することができない。

- 2 券面表示事項が不明となった記名PASMOは、速やかにこれを差し出して券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

第18条 改氏名等により、使用者の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用することはできない。

- 2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等(改氏名の場合は、改氏名後の公的証明書等)を呈示して、個人情報変更の請求をしなければならない。一体型PASMOにおいては、個人情報変更請求に加え、当該PASMOにかかわる契約の定めによる手続きを行わなければならない。

(無効となる場合)

第19条 PASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。
この場合、デポジット及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった記名PASMOを使用した場合
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたPASMO若しくはバリューを使用した場合
- (6) 使用者の故意又は重大な過失によりPASMOが障害状態となったと認められる場合
- (7) その他不正行為と認められる場合

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第20条 無記名PASMOMOの盗難又は紛失等による再発行はできない。

2 記名PASMOMOの記名人が当該記名PASMOMOを紛失した場合で、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名PASMOMOの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を発行する。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名PASMOMOの記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該記名PASMOMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限り、当該記名PASMOMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名PASMOMOを再発行する。また、一体型PASMOMOにおいては、第1号から第4号の条件を満たした場合に限り、PASMOMOの機能を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名PASMOMOの記名人本人であることを証明できること。

(2) 使用者が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(4) 使用者が当社からの再発行媒体にかかわる通知を呈示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名PASMOMO1枚につき紛失再発行手数料510円とデポジット500円を現金で収受する。なお、一体型PASMOMOの再発行においては、デポジットは収受しない。

5 当該記名PASMOMOの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した記名PASMOMOが発見された場合に、当該記名PASMOMOを再発行用の媒体として使用することはできない。

6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した記名PASMOMOが発見された場合で、当社が当該PASMOMOのデポジットを収受している場合、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名PASMOMOとともに別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行う。この場合、理由を問わず当該PASMOMOは返却しない。

(障害再発行)

第21条 PASMOMOの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該PASMOMOを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

2 前項により再発行整理票が発行された当該PASMOMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限り、当該PASMOMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOMOを再発行する。この場合、理由を問わず当該PASMOMOは返却しない。また、一体型PASMOMOにおいては、第1号、第3号及び第4号の条件を満たした

場合に限って、P A S M Oの機能を再発行する。

- (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 使用者が当該P A S M Oを提出すること。
 - (3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (4) 使用者が障害状態となった当該一体型P A S M Oと当社及び提携先からの再発行用媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 3 当該P A S M Oの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該P A S M Oを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合であっても、デポジット500円は返却しない。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 使用者の故意又は重大な過失によりP A S M Oが障害状態となったと認められ、第19条第6号により無効となった場合
(→第19条「無効となる場合」)

(P A S M Oの交換及び移替え)

第22条 当社、P A S M O取扱事業者及び一体型P A S M Oにおける提携先の都合により、使用者が使用しているP A S M Oを、当該P A S M O裏面に刻印されたものと異なるカード番号のP A S M Oに予告なく交換することがある。この場合、理由を問わず、一体型P A S M Oを除き、当該P A S M Oは返却しない。

- 2 一体型P A S M Oの使用者が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型P A S M Oの交換をする場合、当社及び提携先から交換用の媒体の交付を受け、一体型P A S M Oの交換ができるP A S M O取扱事業者において現在使用している一体型P A S M Oと当該交換用の媒体を持参し、P A S M Oの機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示するものとする。
- 3 一体型P A S M Oの使用者が、一体型P A S M Oの移替えができるP A S M O取扱事業者に申し出て、現在使用している一体型P A S M Oにおける記名P A S M Oの機能を当該取扱箇所が発売できるP A S M Oに移し替える場合で、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、一体型P A S M Oの払いもどし及びP A S M Oの発売を行ったものとして取り扱う。なお、一体型P A S M Oにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。
- 4 第2項の交換又は第3項の移替えを行った後、交換又は移替え前のP A S M Oの機能停止の取消し又は機能の復元、移し替えたP A S M Oの機能を別の一体型P A S M Oへ移し替えることはできない。
(→第24条「払いもどし」)
(→第14条「P A S M Oの発売」)

(免責事項)

第23条 P A S M Oの再発行又は交換により、P A S M O裏面に刻印されたものと異なるカード番号のP A S M Oを発行したことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失した記名P A S M Oの再発行整理票発行日における払いもどしやバリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

3 一体型P A S M Oについて、提携先に起因する使用者の損害又は提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

4 この規則に定めのない、P A S M Oを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

（払いもどし）

第24条 使用者は、P A S M Oが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、当該P A S M Oの返却又は機能停止（一体型P A S M Oの場合に限る。）を条件に、バリュー残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定によりP A S M Oの払いもどしが請求された場合、当社は、無記名P A S M Oにあつては持参人に払いもどしを行い、記名P A S M Oにあつては、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。

3 前各項の規定により払いもどしを行う場合で、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合には、あわせてデポジットを返却する。

4 P A S M Oの払いもどしの申し出を受け付けた後、払いもどしの取消し、P A S M Oの機能の復元をすることはできない。

5 前各項のほか、一体型P A S M Oの払いもどしについて、当該P A S M Oにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第6章 特殊取扱

（P A S M Oの変更）

第25条 使用者が無記名P A S M Oを差し出して、記名P A S M Oへの変更を申し出た場合は、第14条第2項から第4項に規定する記名P A S M Oの発売の取扱いを準用しP A S M Oの変更を行う。なお、記名P A S M Oから無記名P A S M Oへの変更はできない。

2 使用者が有効期限終了後の小児用P A S M Oを差し出して、大人用P A S M Oへの変更を申し出た場合、大人用P A S M Oに変更する。

（→第14条「P A S M Oの発売」）

第7章 ICカードの相互利用

(他事業者におけるPASMOの取扱方)

第26条 第8条の規定にかかわらず、別表第2号に定める事業者、又はその事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、PASMOの取扱いを行う。

- 2 前項により、PASMOを乗車券等として使用するときは、当該事業者の定めるところによる。また、PASMOを電子マネー取引として使用するときは、PASMO電子マネー取扱規則の定めるところによる。

(→第5条「使用方法及び制限事項」)

(他社発行ICカードの取扱方)

第27条 他社発行ICカードについては、PASMO取扱事業者及びPASMO加盟店において取扱いを行う。

- 2 PASMO取扱事業者における、他社発行ICカードを媒体とする乗車券等としての使用については、PASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
- 3 PASMO加盟店における、商品・サービス等の決済手段としての他社発行ICカードの使用については、当該ICカード発行事業者の定めるところによる。

(小児用ICカードの発売制限)

第28条 小児用ICカードを既に所持している使用者に対しては、当社が特に認める場合を除き、小児用PASMOの発売はしない。

(個人情報の共同利用)

第29条 当社は、第3条第1項第8号のイ、ウ及びエに記載する他社発行ICカードの発行事業者との間で、小児用ICカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。

- 2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社とする。

別表第1号 PASMO取扱事業者

(PASMO鉄道事業者)

伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、関東鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、湘南モノレール株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、千葉都市モノレール株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、株式会社横浜シーサイドライン

(P A S M Oバス事業者)

伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス横浜、株式会社江ノ電バス藤沢、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社、関鉄観光バス株式会社、関鉄グリーンバス株式会社、関鉄パープルバス株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス南株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちばフラワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、成田空港交通株式会社、京浜急行バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鐵道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、千葉交通株式会社、株式会社千葉交タクシー、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセージャーサービス、東京都交通局、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社、日東交通株式会社、鴨川日東バス株式会社、館山日東バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急山梨バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、西岬観光株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社

別表第2号 P A S M Oを取り扱う他事業者

北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、札幌市交通局、仙台空港鉄道株式会社、仙台市交通局、埼玉新都市交通株式会社、伊豆急行株式会社、富士急行株式会社、東日本旅客鉄道B R T、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、新潟交通株式会社、宮城交通株式会社、ジェイアールバステック株式会社、新潟交通観光バス株式会社、株式会社ミヤコーバス、越後交通株式会社、頸城自動車株式会社、アイ・ケーアライアンス株式会社、泉観光バス株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、名古屋市交通局、名古屋臨海高速鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社、名鉄バス株式会社、豊栄交通株式会社、株式会社オーワ、東海旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸市交通局、近畿日本鉄道株式会社、京都市交通局、静岡鉄道株式会社、水間鉄道株式会社、京福電気鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸新交通株式会社、阪堺電気軌道株式会社、

神戸電鉄株式会社、北神急行電鉄株式会社、叡山電鉄株式会社、岡山電気軌道株式会社、しずてつジャストライン株式会社、高槻市交通部、南海バス株式会社、南海ウイングバス金岡株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、近鉄バス株式会社、京都バス株式会社、神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社、神姫グリーンバス株式会社、株式会社ウエスト神姫、阪急バス株式会社、阪急田園バス株式会社、神鉄バス株式会社、大阪空港交通株式会社、奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社、京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、江若交通株式会社、阪神バス株式会社、尼崎交通事業振興株式会社、南海ウイングバス南部株式会社、三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社、本四海峡バス株式会社、神戸交通振興株式会社、両備ホールディングス株式会社、下津井電鉄株式会社、中鉄バス株式会社、関西空港交通株式会社、大阪シティバス株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、高松琴平電気鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、宮島松大汽船株式会社、広島観光開発株式会社、JR西日本宮島フェリー株式会社、瀬戸内産交株式会社、さんようバス株式会社、有限会社なベタクシー、富士交通株式会社、有限会社野呂山タクシー、朝日交通株式会社、有限会社東和交通、呉交通株式会社、有限会社倉橋交通、いわくにバス株式会社、広島バス株式会社、広島交通株式会社、広交観光株式会社、芸陽バス株式会社、備北交通株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、石見交通株式会社、鞆鉄道株式会社、株式会社フォーブル、株式会社中国バス、株式会社井笠バスカンパニー、福岡市交通局、西日本鉄道株式会社、熊本市交通局、筑豊電気鉄道株式会社、函館市企業局、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス二日市株式会社、日田バス株式会社、西鉄高速バス株式会社、昭和自動車株式会社、大分交通株式会社、大分バス株式会社、亀の井バス株式会社、JR九州バス株式会社、宮崎交通株式会社、佐賀市交通局、函館バス株式会社、九州旅客鉄道株式会社、北九州高速鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本バス株式会社、熊本都市バス株式会社

最新のPASMO取扱規則については、PASMOホームページでご確認ください。

「オートチャージサービス取扱規則」

制 定 2007年 2月 1日
最終改定 2018年 3月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めたP A S M O取扱規則に基づいて定める規則であり、当社と会員契約を行った、P A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの使用者が、P A S M O鉄道事業者の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、および入場処理がされているものの出場処理されていないP A S M Oにより改札を受けて出場する際に、P A S M O内のバリュー残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたP A S M Oに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）その他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）の内容と使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 P A S M Oにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないP A S M Oの取扱いについては、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

- 2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。
- 3 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。
- 4 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名P A S M Oの使用者をいう。
- (2)「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
- (3)「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じるときに、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。
- (4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名P A S M Oに記録された情報をいう。

- (5)「オートチャージP A S M O」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名P A S M Oをいう。
 - (6)「新規設定P A S M O」とは、記名P A S M O発売時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージP A S M Oにした新規P A S M Oをいう。
 - (7)「設定情報追加」とは、発売済の記名P A S M Oにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該P A S M OをオートチャージP A S M Oにすることをいう。
 - (8)「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。
 - (9)「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。
 - (10)「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、P A S M O取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージP A S M Oにチャージすることをいう。
- 2 前各号に定めのない用語については、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

第2章 オートチャージ会員契約

(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込箇所へ登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、当社において、新規設定P A S M Oの発売のための会員登録手続きを完了したとき、又はP A S M O取扱事業者において設定情報追加の手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- (1) 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みの不備があった場合
 - (2) 会員希望者、記名P A S M Oの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
 - (3) 登録希望のP A S M Oが無記名P A S M Oである場合
 - (4) 登録希望のP A S M Oがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会后6箇月以内のP A S M Oである場合
 - (5) 登録希望のP A S M Oが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カ

ードが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のP A S M Oへの設定情報追加を希望する申込みの場合

- (6) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (7) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はP A S M Oの払いもどしを行った後の一体型P A S M Oである場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (8) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (9) その他当社が会員希望者を会員とすることを不相当と判断した場合

（新規設定P A S M Oの契約の成立）

第5条 新規設定P A S M Oを発売する際の、記名P A S M Oの使用にかかわる契約は、P A S M O取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録が完了したときに、当社と記名P A S M Oの使用者の間において成立する。

（デポジットの収受方法）

第6条 新規設定P A S M O（一体型P A S M Oを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから収受する。

（オートチャージ設定情報追加の登録）

第7条 当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受けた会員希望者は、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に当該通知を呈示して、記名P A S M Oへ設定情報追加を行わなければならない。

（オートチャージサービスの有効期限）

第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。

- 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
- 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に当該通知を呈示して、更新の手続きを行わなければならない。
- 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
- 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

（個人情報の取扱い）

第9条 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- (1) 記名P A S M Oにかかわる個人情報
 - (2) オートチャージP A S M O又はオートチャージP A S M Oにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限・決済カードのセキュリティコード、クレジットカード会社に登録の電話番号、及び会員希望者が提出した公的証明書等の書類の記載事項
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の目的で利用する。
- (1) 会員及び会員希望者の本人確認
 - (2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
 - (3) 当社から会員へのオートチャージP A S M O及びオートチャージP A S M Oにかかわる通知・案内の送付
 - (4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
- 3 前各項のほか、記名P A S M Oに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、P A S M O取扱規則に定めるところによる。

(会員の退会)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定P A S M Oを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるP A S M O鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とP A S M Oを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合
 - (3) 会員のオートチャージP A S M Oが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。

- 4 会員のP A S M Oが一体型P A S M Oで、当該P A S M Oにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

(交付できなかった新規設定P A S M Oの失効)

第11条 会員に交付できなかった新規設定P A S M Oは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

- 2 前項により失効した場合、記名P A S M Oの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

(オートチャージP A S M Oが無効となる場合)

第12条 オートチャージP A S M Oは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及びP A S M Oに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合
- (2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第3章 オートチャージサービス等の提供

(オートチャージP A S M Oの使用方法及び制限事項)

第13条 新規設定P A S M O（一体型P A S M Oを除く。）には、署名欄に当該P A S M Oに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

- 2 設定情報追加を行う発売済P A S M Oは、第7条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージP A S M Oとして取り扱う。
- 3 会員は、オートチャージP A S M Oの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に申し出て、変更することができる。
- 4 会員退会後のオートチャージP A S M Oは、記名P A S M Oとして取り扱う。

(オートチャージサービス等の制限又は停止)

第14条 当社は以下の場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャー

サービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(オートチャージ)

第15条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際および入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
 - (2) オートチャージPASMOのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。
 - (3) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。）が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3,000円とする。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

(クイックチャージ)

第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等の機器においてクイックチャージすることができる。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
 - (2) 当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決

済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行

(新規設定PASMOの氏名の再表示)

第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

(誤署名による新規設定PASMOの書替え)

第18条 使用者が新規設定PASMO(一体型PASMOを除く。)の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名の書替え又は記名PASMOの交換を請求しなければならない。

(オートチャージサービス等の免責事項)

第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理票発行日におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリュウの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

(他社におけるオートチャージの取扱い)

第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者(以下「他社」という。)の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- (1) 埼玉新都市交通株式会社
- (2) 仙台空港鉄道株式会社
- (3) 東京モノレール株式会社
- (4) 東京臨海高速鉄道株式会社

(5) 東日本旅客鉄道株式会社

2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。